

苫小牧市立病院売店運営事業ヒアリング実施要領

1 ヒアリングの開催

(1) 開催日

令和7年3月17日（月）から令和7年3月21日（金）の間で当院が指定する日

(2) 開催場所

参加資格を満たした業者に後日通知します。

(3) 開始時間

参加資格を満たした業者に後日通知します。

(4) 集合時間

参加資格を満たした業者に後日通知します。

(5) 持ち時間

各社30分（20分間は提案者による説明、残り10分間は審査委員による質疑）

※ 提案書に沿った内容の説明とします。

(6) 参加人数

ヒアリングの参加人数は1社あたり最大3名とします。

(7) 留意事項

OA機器の持ち込み提案をしたい場合は、事前にその旨連絡してください。

2 審査の方法

(1) 審査方法は、評価基準に従った内容等をもとに、病院職員及び外部委員からなる審査委員会を設置して審査を行い、最も優秀な提案者を選定します。

(2) 満点の6割を最低基準点とし、最低基準点を下回る候補者は選定しません。

(3) 同点の場合、提案額の高い方を受託候補者とします。

(4) 選考終了まで、委員名は公表しません。

3 審査結果の通知

ヒアリング終了後、各提案者に対して、審査結果を文書にて通知します。

4 契約の締結

審査の結果、総合点数の最も高い提案者に優先交渉権を与え、契約の締結に向けて協議をおこないます。その後、了解点に達した場合、契約を締結します。

5 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

(1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。

(2) ヒアリングに不参加の場合。

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。

(4) 著しく信義に反する行為を起こした場合。

(5) 会社更生法の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合。

(6) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。